

第六條 中央委員會の議長は會長とす

第七條 中央委員は加盟聯合會（又は組合）より選出しその比率及び増補は中央委員會之を決す

第八條 中央委員會の議事は出席者の過半数を以て決す 賛否同数なる場合は議長之を決す

第九條 中央委員會は會長一名、常任委員若干名、會計一名、會計監査二名を選出す

第十條 中央委員會は顧問を推薦することを得

第二節 常任委員會

第十一條 常任委員會は執行機關として中央委員會に責任を負ふものとす

第十二條 常任委員會は會長、常任委員、會計を以て構成す

第十三條 常任委員會は毎月一回會長之を召集す 但し常任委員三分の一以上の要求ありたる時は之を召集する事を要す

第十四條 常任委員會の議事は常任委員三分の一以上の出席を要し 過半数を以て決することとす

第十五條 常任委員會は書記を以て決す

第三節 部門

第十六條 常任委員會は左の部門を置くこととす

- 一、組織部
- 二、争議部
- 三、教育部
- 四、出版部
- 五、調査部

第十七條 各部門は別に定むる現定により 業務範圍を專務を處理す

各部門の部長一名 部長を以て決す

第十八條 部長は常任委員を以て補ふ 部長は常任委員を以て決す

第三章 附則

第十九條 本聯合會に在る役員は置く

- 一、會長
- 二、中央委員
- 三、常任委員
- 四、會計
- 五、會計監査